

大和市

屋外広告物条例の

あらまし

屋外広告物は、
まちの景観を構成する大きな要素です。

屋外広告物は、
人々に様々な情報を提供し、
まちを活気づけるものです。
しかし、無秩序に表示されれば、まちの景観を損なうことになりかねません。

屋外広告物を掲出する広告主の皆様には、
大和市屋外広告物条例で定められたルールを守り、
良好な景観の形成にご協力をお願いいたします。



屋外広告物とは

屋外広告物とは、次の4つの要件を全て満たすものです。
(屋外広告物法第2条第1項)

●常時または一定の期間、継続して表示されるもの

(街頭で配布されるチラシ等のような定着性のないものは含まれません)

●屋外で表示されるもの

(建物の内部や窓ガラスの内側に表示されるものは含まれません)

●公衆に表示されるもの

(駅構内や野球場内などの特定の人に対して表示されるものは含まれません)

●看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

※以下、このパンフレットでは屋外広告物を「広告物」と表記します。

屋外広告物の例



大和市屋外 広告物条例 の構成

大和市では、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、特定の地域や場所では広告物を掲出することを禁止したり（**禁止地域**）、また、それ以外の地域や場所では許可を受けて広告物を掲出する（**許可地域**）こととしています。

このほか、禁止地域や許可地域に関わらず街路樹やガードレールなど広告物を掲出してはいけない物件（**禁止物件**）や、どんな場所にも掲出してはいけない広告物（**禁止広告物**）も定めています。

なお、広告物の表示には制約がありますが、個人の住宅の表札や商店等が店に出す看板など日常生活において必要最小限の広告物については、規制が緩和されます（**適用除外広告物**）。

目次

1. 禁止地域…………… 3p	広告物を掲出できない地域があります
2. 禁止物件…………… 4p	広告物を掲出してはいけない物件があります
3. 禁止広告物…………… 4p	どのような場所にも掲出してはいけない広告物があります
4. 許可地域（許可の基準）… 5p	広告物を掲出するのに許可が必要な地域があります
5. 適用除外広告物…………… 10p	各種の規制が除外される場合があります
6. 注意事項…………… 11p	
7. 許可申請の手続き等…………… 12p	

1

禁止地域

(第5条第1項、第2項)

広告物を掲出できない地域

良好な景観の形成や風致を維持し、公衆に対する危害を防止することが特に必要な地域では、広告物を掲出することはできません。ただし、禁止地域であっても掲出できる広告物があります(適用除外広告物 10p)。

禁止地域についての詳細は、窓口までお問い合わせください。

①県・市が指定する文化財等の場所

○大和市文化財保護条例に基づき指定された建造物・天然記念物

大和市下鶴間ふるさと館(旧小倉家住宅・土蔵)、大和市郷土民家園(旧北島家住宅、旧小川住宅)、下和田の長屋門、福田のケヤキ、下和田のケヤキ、深見神社のハルニシ、代官のタブノキ

○神奈川県文化財保護条例に基づき指定された天然記念物

大和のシラカシ林(上草柳)

②森林法により指定された保安林

○深見神社(深見)



③都市緑地法により定められた特別緑地保全地区

○泉の森緑地保全地区(特別緑地保全地区)



④古墳、墓地、火葬場(大和斎場)

⑤東名高速道路及び東海道新幹線の用地並びにこれらの両外側500m以内の地域の住居専用地域及び市街化調整区域



⑥河川法に規定する河川区域

○引地川、境川

⑦交差点及び踏切並びにその周辺で交通安全上必要がある区域

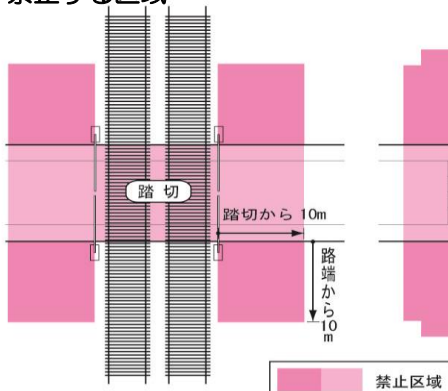
○次の交差点・踏切及びその周辺では、可変表示式広告物(映像表示装置等)の設置を禁止します。

① 国道・県道・その他の幹線道路同士が交差し、信号機のある交差点

② ①の道路と鉄道との踏切

③ ①、②の10m以内の道路の区域並びにその道路及び交差点の両外側10m以内の区域で、地上からの高さ10m以内の範囲

禁止する区域



禁止する広告物



2 禁止物件 (第5条第3項)

広告物を掲出してはいけない物件

①全面禁止物件

- 橋りょう（ガード類を含む）、高架構造物、トンネル、信号機、道路の分離帯、道路の防護柵、道路標識、駒止、里程標
- 街路樹、路傍樹
- 郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス、公衆便所、路上に設置する変圧器、配電器
- 銅像、神仏像、記念碑
- 消火栓、火災報知器、指定消防水利標識、防火水槽標識、火の見やぐら
- 送電塔、送受信塔、照明塔
- 煙突、ガスタンクその他これに類する物件
- 景観重要建造物、景観重要樹木

道路標識



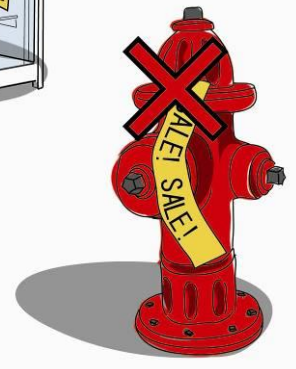
郵便差出箱



電話ボックス



消火栓



②直接表示を禁止する物件

- 石垣その他これに類する物件

③はり紙、はり札等、広告旗等、立看板等の表示を禁止

- 電柱、街灯柱、消火栓標識、バス停留所の上屋、植樹帯

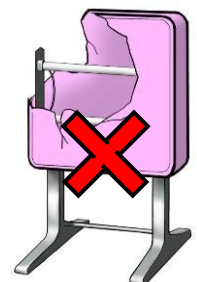
④広告物の表示を禁止する物件

- 道路の路面

3 禁止広告物 (第6条)

どのような場所にも掲出してはいけない広告物

- ①著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- ②著しく破損し、又は老朽したもの
- ③倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの



4 許可地域（許可の基準）

（第7条、規則別表第2）

広告物を掲出するのに許可が必要な地域とその基準

許可地域

許可地域（禁止地域以外）で、広告物を掲出する場合には、次の許可地域ごとの基準による許可が必要です。

許可地域の区分	第1種許可地域	良好な住環境を保全し、自然環境との調和を図る地域
	第2種許可地域	住居を主体とし、中規模な店舗が立地する地域
	第3種許可地域	生産・流通系の土地利用が行われる地域及び住居を主体とする用途地域のうち国道等沿道で中規模な店舗等が立地する地域
	第4種許可地域	国道等の沿道でロードサイド型店舗等が立地する地域
	第5種許可地域	商業・業務活動の利便の高い地域

許可基準

（1）地域ごとの基準

共通

【壁面利用広告物】

- ①同一壁面に表示内容が同一のものを複数設置しないこと
- ②非常用の進入口及び避難器具が設置された開口部をふさがないこと

【壁面突出広告物及び広告塔・広告板】

○面積基準は、表示面積を合計した面積

【壁面利用のはり紙】

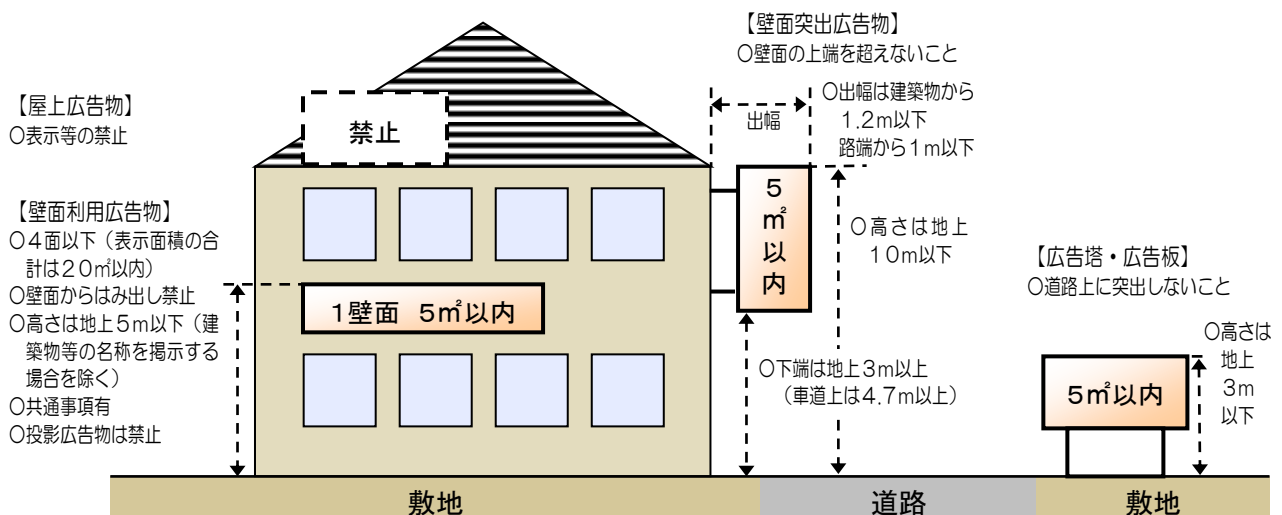
- ①1枚1㎡以内 ②同一のものを連続して表示しないこと ③容易に除去できること

第1種許可地域

- 第1種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 市街化調整区域（第2種許可地域に含まれる地域を除く）



広告物の表示面積の合計は20㎡以内、ネオン照明、点滅照明、動光及び電光表示装置等の設置禁止



第2種 許可地域

- 第1種住居地域（第3種許可地域に含まれる地域を除く）
- 一般国道・県道・市道下鶴間桜森線の両外側50m以内にある市街化調整区域



【屋上広告物】

- 形状（縦÷横＝1以下）
- 広告塔の表示面積は、最大断面積
- 建築物から横にはみ出し禁止
- 物見塔等への設置禁止
- 高さは建築物の屋根の最高部を超えないこと

【壁面利用広告物】

- 4面以下（表示面積の合計は40㎡以内）
- 壁面からはみ出し禁止
- 高さは地上5m以下（懸垂装置のある広告幕を除く）（建築物の名称等を掲示する場合を除く）
- 共通事項有
- 投影広告物は禁止
- ※または当該壁面積の1/20以内

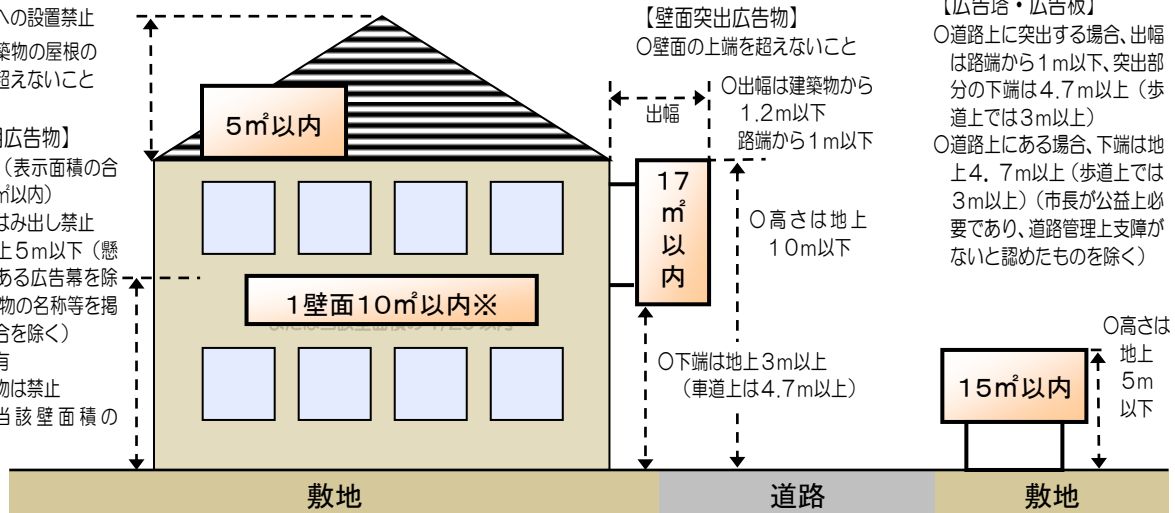
広告物の表示面積の合計は47㎡以内、
ネオン照明、点滅照明、動光及び電光表示装置等の設置禁止

【壁面突出広告物】

- 壁面の上端を超えないこと
- 出幅は建築物から1.2m以下
路端から1m以下
- 高さは地上1.0m以下
- 下端は地上3m以上（車道上は4.7m以上）

【広告塔・広告板】

- 道路路上に突出する場合、出幅は路端から1m以下、突出部分の下端は4.7m以上（歩道上では3m以上）
- 道路路上にある場合、下端は地上4.7m以上（歩道上では3m以上）（市長が公益上必要であり、道路管理上支障がないと認めたものを除く）



第3種 許可地域

- 準工業地域
- 工業地域
- 一般国道・県道・市道下鶴間桜森線の両外側50m以内にある第1種住居地域



【屋上広告物】

- 形状（縦÷横＝1以下）
- 広告塔の表示面積は、最大断面積
- 建築物から横にはみ出し禁止
- 物見塔等への設置禁止

【壁面利用広告物】

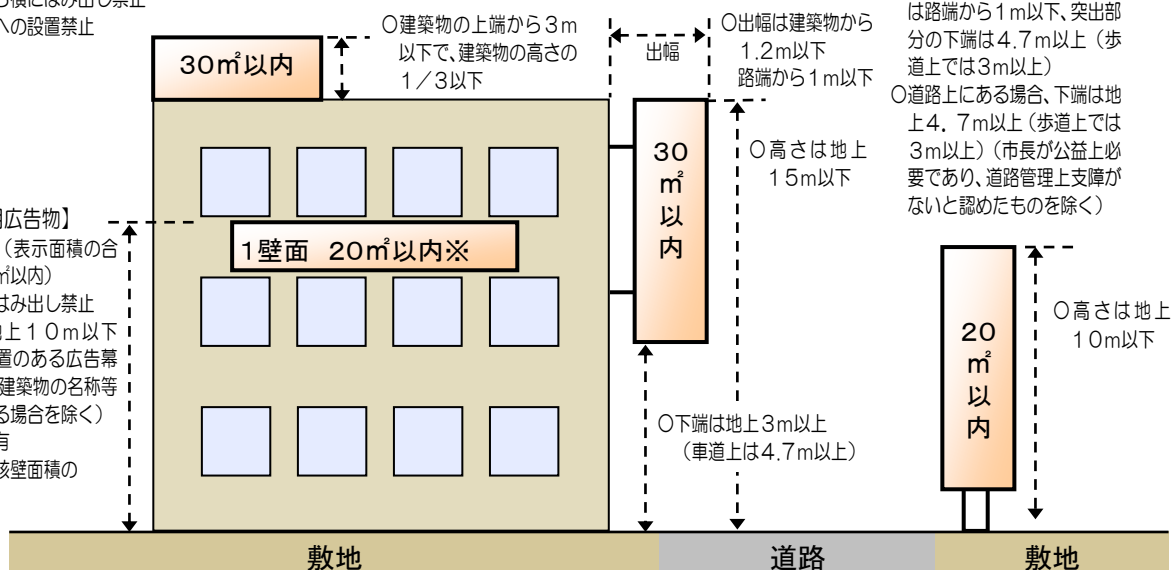
- 4面以下（表示面積の合計は80㎡以内）
- 壁面からはみ出し禁止
- 高さは地上1.0m以下（懸垂装置のある広告幕を除く）（建築物の名称等を掲示する場合を除く）
- 共通事項有
- ※または当該壁面積の1/10以内

【壁面突出広告物】

- 壁面の上端を超えないこと
- 出幅は建築物から1.2m以下
路端から1m以下
- 高さは地上1.5m以下
- 下端は地上3m以上（車道上は4.7m以上）

【広告塔・広告板】

- 道路路上に突出する場合、出幅は路端から1m以下、突出部分の下端は4.7m以上（歩道上では3m以上）
- 道路路上にある場合、下端は地上4.7m以上（歩道上では3m以上）（市長が公益上必要であり、道路管理上支障がないと認めたものを除く）



第4種 許可地域

- 第2種住居地域
- 準住居地域



【屋上広告物】

- 形状（縦÷横＝1以下）
- 広告塔の表示面積は、最大断面積
- 建築物から横にはみ出し禁止
- 物見塔等への設置禁止

50㎡以内

- 建築物の上端から5m以下で、建築物の高さの1/3以下

【壁面利用広告物】

- 4面以下（表示面積の合計は120㎡以内）
- 壁面からはみ出し禁止
- 高さは地上1.0m以下（懸垂装置のある広告幕を除く）（建築物の名称等を掲示する場合を除く）
- 共通事項有
- ※または当該壁面積の1/10以内

1壁面 30㎡以内※

【壁面突出広告物】

- 壁面の上端を超えないこと

30㎡以内

- 出幅は建築物から1.2m以下
路端から1m以下

- 高さは地上1.5m以下

- 下端は地上3m以上（車道上は4.7m以上）

【広告塔・広告板】

- 道路路上に突出する場合、出幅は路端から1m以下、突出部分の下端は4.7m以上（歩道上では3m以上）
- 道路路上にある場合、下端は地上4.7m以上（歩道上では3m以上）（市長が公益上必要であり、道路管理上支障がないと認めたものを除く）

30㎡以内

- 高さは地上1.0m以下

敷地 道路 敷地

第5種 許可地域

- 近隣商業地域
- 商業地域



【屋上広告物】

- 形状（縦÷横＝1以下）
- 広告塔の表示面積は、最大断面積
- 建築物から横にはみ出し禁止
- 物見塔等への設置禁止

70㎡以内

- 建築物の上端から7m以下で、建築物の高さの1/3以下

【壁面利用広告物】

- 4面以下（表示面積の合計は120㎡以内）
- 壁面からはみ出し禁止
- 高さは地上1.0m以下（懸垂装置のある広告幕を除く）（建築物の名称等を掲示する場合を除く）
- 共通事項有
- ※または当該壁面積の1/10以内

1壁面 30㎡以内※

【壁面突出広告物】

- 壁面の上端を超えないこと

50㎡以内

- 出幅は建築物から1.2m以下
路端から1m以下

- 高さは地上1.5m以下

- 下端は地上3m以上（車道上は4.7m以上）

【広告塔・広告板】

- 道路路上に突出する場合、出幅は路端から1m以下、突出部分の下端は4.7m以上（歩道上では3m以上）
- 道路路上にある場合、下端は地上4.7m以上（歩道上では3m以上）（市長が公益上必要であり、道路管理上支障がないと認めたものを除く）

30㎡以内

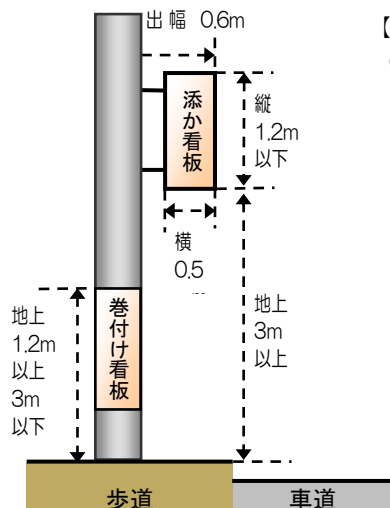
- 高さは地上1.0m以下

敷地 道路 敷地

(2) 広告物の種類ごとの基準(全ての許可地域共通)

①電柱及び街灯柱を利用するもの

【歩道と車道の区分のある道路(片側にのみ歩道がある道路の歩道と反対側にある電柱等に設置する場合を除く)】

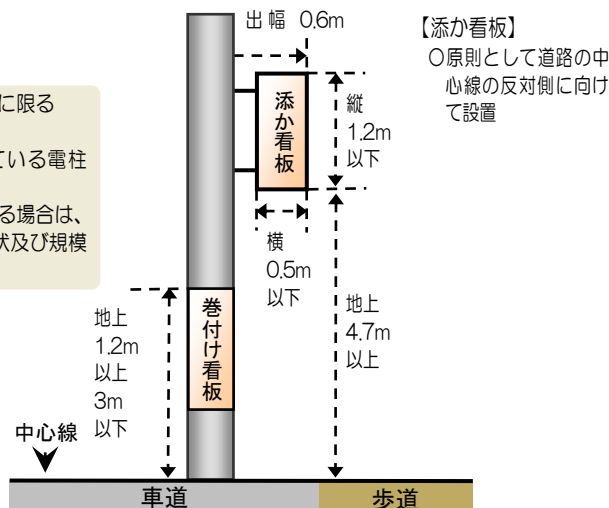


【添か看板】
○歩道側に設置

- 巻付け、添か看板に限る
- 1柱につき各1件
- 信号機を設置している電柱への設置禁止
- 同一道路に設置する場合は、なるべく位置、形状及び規模を統一すること

【歩道と車道の区分のない道路】

【歩道と車道の区分のある道路(片側にのみ歩道がある道路の歩道と反対側にある電柱等に添か看板を設置する場合)】



【添か看板】
○原則として道路の中心線の反対側に向けて設置

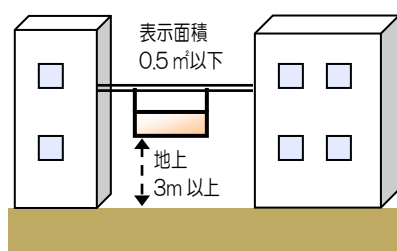
②電車、自動車等の外面を利用するもの

	車体の外面をラッピングするもの	ラッピング以外
制限事項 共通して	【面積と掲出位置】 ・発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は表示しないこと。 ・電光表示装置等は、設置しないこと。 ・色彩、意匠その他の表示の方法が、走行する地域の景観に配慮したものであること。	
利用するもの 電車の外面を	・一の外面に表示する広告物の面積の合計は、当該外面の面積の1/10以内であること。 ・車両の窓、ドア等のガラス部分、屋根及び底面には表示しないこと。	・前面又は後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で、それぞれ1件以下とすること。 ・側面に表示するものは、1件につき縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、1の側面について表示面積の合計は1.8平方メートル以内とすること。
利用するもの 路線バスの外面を	・表示し、又は設置する位置は、前面以外の外面とすること。 ・車両の窓、ドア等のガラス部分、屋根及び底面には表示しないこと。	・表示し、又は設置する位置は、前面以外の外面とすること。 ・側面に表示するものは、1件につき縦0.6メートル以下とし、横3メートル以下とすることとし、かつ、表示面積の合計は1の側面につき、1.8平方メートル以内とすること。 ・後面に表示し、又は設置するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で、1件以下とすること。

電車、路線バス以外の自動車等の外面を利用するもの	・表示し、又は設置する位置は、前面以外の外面とすること。 ・側面に表示するものは、1 件につき縦 0.6メートル以下とし、横 3メートル以下とすることとし、かつ、表示面積の合計は 1 の側面につき、1.8 平方メートル以内とすること。 ・後面に表示するものは、縦 0.6メートル以下、横 1メートル以下で、1 件以下とすること。 ・広告宣伝用自動車に表示する場合は、上記基準は適用しない。
---------------------------------	---

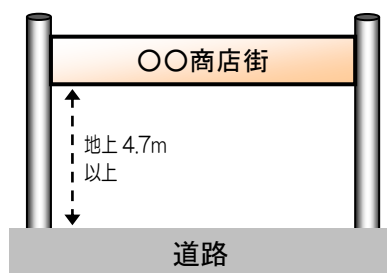
③ 広告塔・広告板に類するもの

アーケードに設置する場合



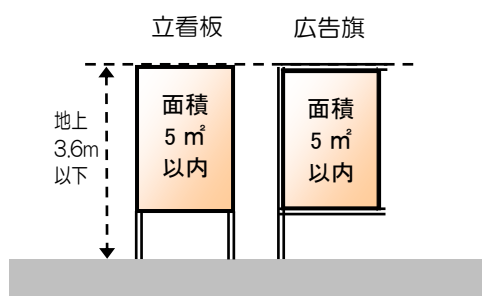
○同一商店街ではなるべく位置、
形状、規模を統一すること

道路を横断して設置する場合

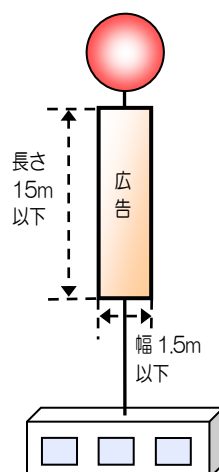


○特定の商品名及び商店名はなるべく表示しないこと

立看板・広告旗

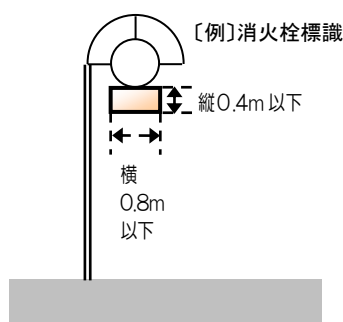


アドバルーン



- 直径3m以下のものとする
- 掲揚する場合は高度4.5m以下とする
- 雨、雪又は毎秒5m以上の風のときは掲揚しないこと
- 広告物の長さ1.5m以下、幅1.5m以下とし、主綱に緊結すること
- 掲揚時には常時2人以上の監視人を置くこと

④標識柱(道路標識を除く)及びバス停留所標識を利用するもの



- 蛍光塗料、発光塗料、反射塗料は
使用しないこと
○1の標識につき1件とすること

広告景観形成地区について

まちの景観をさらに良くしていくため、地域ごとでより詳細なルールを定めることができますように「広告景観形成地区」を指定することができます。広告景観形成地区では、地区の街並みに合わせて、広告物ごとに形状、面積、色彩、意匠、高さ、位置などの許可の基準を、独自に定めることができます。

この地区の指定について検討されたい方は、窓口まで、ご相談ください。

5 適用除外広告物 (第8条)

各種の規制の適用が除外される広告物

社会生活を営む上で必要最小限の広告物については、許可等の適用除外とします。適用除外の広告物は、次のものとします。

適用除外される広告物の要件			適用除外区分		
1-(1) 法定広告物 他法令の規定により設置されるもの			許可基準（第7条）の適用除外	禁止規定（第5条）の適用除外*	許可手続き（第3条）の適用除外
1-(2) 選挙運動のためのポスター、看板類					
2-(1) 案内用広告物 案内図その他公衆の利便に供するもの	・国又は地方公共団体の公報資料及び広報資料 ・国又は地方公共団体の案内板及び掲示板 ・災害、伝染病等の発生等における緊急な事項を告示するもの				
2-(2) 祭典ほか慣例上の表示 祭典用及びその他慣例上使用されるもの	・社寺、教会等の礼式や冠婚葬祭の際に掲出するもの ・地方の年中行事のために表示又は設置されるもの				
2-(3) 仮囲い 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、周囲の景観に調和するものであり、営利を目的としないもの					
2-(4) 電車・自動車 電車又は自動車に表示するもので、右の要件を満たすもの	・電車の車体に所有者の氏名、名称、商標又は所有者の事業や営業の内容を表示するもの ・自動車の車体に所有者や管理者の氏名、名称、店名、商標又は所有者や管理者の事業や営業の内容を表示するもの ・自動車の使用の本拠地が、本市外にある場合に、その都道府県又は市町村の条例の許可を受けて表示するもの				
2-(5) 自家用広告物 自己の氏名や営業の内容等を自己の住居、事業所、営業所等に表示又は設置するもの	・自己の住宅又はその敷地内に自己の住所、氏名等を表示するもの ・自己の店舗、営業所、事業所やその敷地内に自己の所在、名称、屋号、商標、営業内容等を表示するもの	・表示面積の合計が 10 ㎡以下（禁止地域においては 5 ㎡以下） ・建築物の屋根の上部に突出するものにあつては、屋根からの高さ 4m 以下（第一種許可地域においては、建築物の最高部を超えないこと） ・自己の営業に係る特定の商品名を表示する場合は、その表示面積が 2 分の 1 以下	許可基準が適用されます	禁止規定が適用されます	
2-(6) 管理用広告物 自己の管理する土地や物件に管理上の必要により表示又は設置するもので、右の基準を満たすもの		・表示面積の合計が 1 ㎡以下で、地上からの高さが 2m 以下			
3-(1) 非営利であるはり紙等の表示 営利を目的としないはり紙、はり札その他これに類するもので、右の基準、要件を満たすもの		・表示面積が 1 ㎡以下 ・政治団体、労働組合等の宣伝の用に供するもの ・その他営利を目的としないと認められる会合及び催物類の掲示をするもの			
3-(2) 公共団体等による表示 公共団体、公益法人その他これらに類する団体が表示又は設置するもので、公益上必要と認められるもの					

・2-(1)から3-(2)までの広告物にあつては、条例第5条第2項の禁止規定の適用除外はありません。

6 注意事項

管理義務等について

標識票の表示 (第10条)	○設置・表示した広告物には、交付された標識票を貼付してください。
管理義務 (第13条、第14条)	○広告物の表示等をする者又は管理者は、当該広告物の補修、その他必要な管理を行い、広告物を良好な状態に保持してください。 ○高さ4mを超える広告物の表示等をする場合は、講習会修了者等*の一定の資格のある者を、特定屋外広告物安全管理者として置いてください。 *「講習会修了者等」とは、都道府県、政令指定都市、中核市が行う広告物に関する講習会の課程を修了した方、屋外広告士などが該当します。
許可内容の変更等 (第11条、規則第2条)	○許可後に、許可の内容を変更しようとする場合、またはその広告物等を改造したり移転しようとする場合は、さらに許可を受ける必要があります。 ○設置者又は管理者に変更があった場合は、「設置管理者等変更届」の提出が必要です。
除却の義務 (第15条、第16条)	○許可を受けた広告物等を除却したり、滅失した場合は、「除却（滅失）届」の提出が必要です。 ○許可期限が満了したとき、又は許可を取り消されたときは、10日以内に広告物を除却してください。

違反に対する措置について

報告及び立ち入り検査 (第25条)	○建物に立ち入り、広告物等を検査することがあります。
許可の取り消し (第17条)	○虚偽の申請により許可を受けた場合は、許可を取り消すことがあります。
措置命令 (第17条)	○条例、規則に違反した広告物があるときは、改修、移転、除却などの措置が命ぜられることがあります。
罰金 (第34条)	○条例、規則の違反行為に対しては、刑罰（50万円以下）の罰金を科されることがあります。
簡易除却 (法第7条第4項)	○電柱などに表示されている違反の「はり紙」「はり札等」「立看板等」は、簡易除却する場合があります。

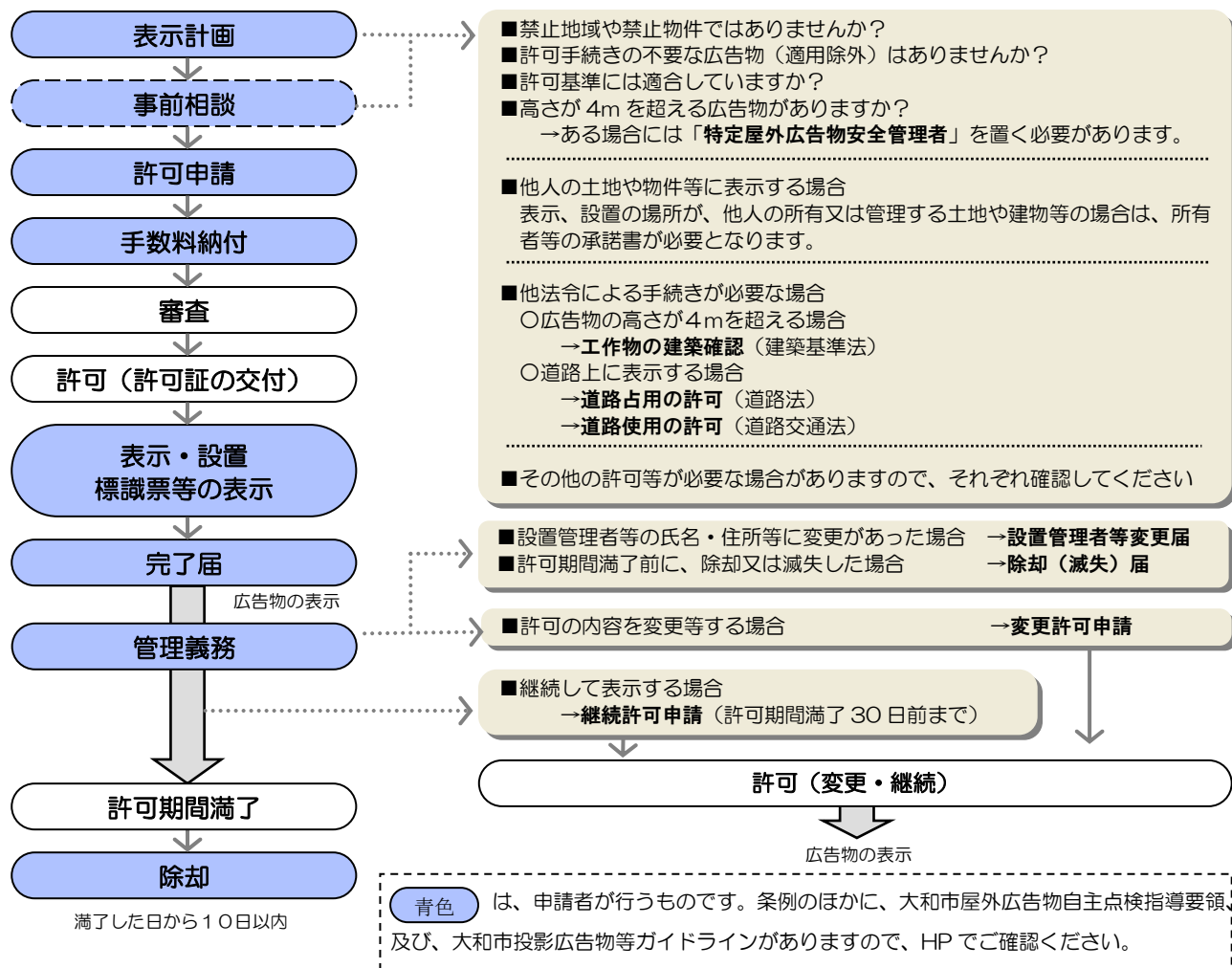
経過措置について

○この条例の施行の際、神奈川県屋外広告物条例に基づき適法に表示されている広告物のうち、市条例の禁止規定や許可基準に適合しない広告物については、条例施行の日から当該広告物の法定耐用年数*（ただし、耐用年数の残存期間が10年に満たないものについては10年間）まで、その設置を認めます。

*「法定耐用年数」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定による耐用年数のことです。

7 許可申請の手続き等

許可申請の手続き



許可手数料

広告物又は掲出物件の種類		単位	許可期間	手数料
はり紙、ポスター		100枚までごとにつき	1月以内	600円
広告旗		1本	1月以内	350円
広告幕		1張	1月以内	300円
アドバルーン	照明あり	1個	1月以内	1,500円
	照明なし	1個	1月以内	1,000円
立看板（紙張、布張）		1基	1月以内	250円
立看板（木製、金属製）		1基	3月以内	600円
はり札及び電柱、街灯柱又は標識柱を利用するもの		1枚	1年以内	300円
電車、自動車等の外面を利用するもの		1台	1年以内	750円
広告塔、広告板、アーケード に設置するもの、広告幕（懸 垂装置のあるもの）又は映画 看板	照明あり	1基 （5㎡単位）	3年以内	2,900円 （注1）
	照明なし	1基 （5㎡単位）	3年以内	1,700円 （注2）
アーチ	照明あり	1基	3年以内	9,000円
	照明なし	1基	3年以内	6,000円

備考：広告幕（懸垂装置のあるもの）及び映画看板については、その許可期間中（３年以内）は、内容変更の許可手続きを必要としない。
注１：表示面積が５平方メートルを超えるときは、２，９００円にその超える表示面積５平方メートルまでごとに２，９００円を加算した額
注２：表示面積が５平方メートルを超えるときは、１，７００円にその超える表示面積５平方メートルまでごとに１，７００円を加算した額

大和市屋外広告物のあらまし 令和7年3月発行
大和市屋外広告物条例などの詳細については、
ホームページでご覧いただけます。

担当
街づくり施設部街づくり推進課街づくり推進係 046-260-5483
4月より担当(予定)
まちづくり部建築指導課建築指導係 046-260-5434